

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和2年8月28日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年1月15日から同年2月15日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年1月15日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮）徳山駅前地区商業施設  
所在地 周南市銀座一丁目30

#### 2 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。